

株 主 各 位

東京都港区芝五丁目33番1号  
**森永乳業株式会社**  
代表取締役社長 宮 原 道 夫

## 第90期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第90期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示され、平成25年6月26日午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月27日（木曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都港区北青山三丁目6番8号  
青山ダイヤモンドホール

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第90期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第90期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 買収防衛策のための新株予約権無償割当ての委任の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項

##### 1. 代理人による議決権行使について

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

##### 2. インターネットによる開示について

以下の①および②の事項につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、本招集ご通知への記載にかえて、当社ウェブサイトに掲載しております。

① 連結計算書類の連結注記表

② 計算書類の個別注記表

【当社ウェブサイト】

<http://www.morinagamilk.co.jp/corporate/ir/stock/info.html>

なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表となります。

##### 3. 株主総会参考書類ならびに添付書類記載事項を修正する場合の周知方法について

株主総会参考書類ならびに添付書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を上記の当社ウェブサイトに掲載しますのでご了承ください。

以 上

---

◎お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

### 1. 森永乳業グループ（企業集団）の現況に関する事項

#### (1) 森永乳業グループの事業の経過および成果

当期のわが国の経済は、復興需要等を背景として緩やかな景気回復傾向となり、昨年末からは円高の是正や株価の回復等も見られましたが、海外経済の減速の影響や個人消費の低迷等から依然として不透明な状況で推移しました。

食品業界におきましては、低調なまま推移している個人消費や長引くデフレにより、厳しい環境が続きました。

酪農乳業界におきましては、乳製品向け生乳供給量不足から、酪農の生産基盤安定化をはかることによる増産を目的に、前期に引き続いて乳製品向け生乳取引価格が引き上げられました。

このような環境のもとで、当社グループは、引き続きお客さまのニーズに応えた商品の開発・改良に努める一方で、原材料の有利調達および生産の合理化や経費の削減・効率化など、ローコストオペレーションの徹底にも引き続き取り組みました。

これらの結果、当期の連結売上高は前年比2.2%増の5,911億9千7百万円となりました。

利益面では、原料やエネルギーの価格上昇、競争激化による販売促進費の増加、商品構成の変化などの影響により、連結営業利益は前年比22.9%減の101億6千6百万円、連結経常利益は前年比20.0%減の105億5千1百万円となりました。連結当期純利益は、前年には生産体制効率化のための費用や震災による損失の計上があったため、前年比8.8%増の50億1千6百万円となりました。

#### 当社（森永乳業）の概況

##### ① 概況

当社の業績は、上記の連結業績で記載した内容と同じ理由により、売上高は前年比2.0%増の4,462億1千8百万円となりました。利益面では、営業利益は前年比56.4%減の23億7千6百万円、経常利益は前年比31.3%減の59億7千7百万円、当期純利益は、前年比9.8%減の23億9千4百万円となりました。

また、公益財団法人ひかり協会に対する負担金として、当期は16億6千3百万円を支出いたしました。

## ② 売上の状況

### 市 乳

牛乳類は、「森永のおいしい牛乳」が前年を上回りましたが、牛乳類全体では前年の売上を下回りました。

乳飲料等は、「マウントレニア カフェラッテ」シリーズが前年を上回ったことや新商品の「リプトン抹茶ミルク」が大きく寄与したことから、全体でも前年の売上を上回りました。

ヨーグルトは、「アロエヨーグルト」や「ビヒダスヨーグルト」シリーズが前年を上回ったことから、全体でも前年の売上を大きく上回りました。

プリン等は、「濃いリッチプリン」や「森永の焼プリン」が前年を上回ったことから、全体でも前年の売上を上回りました。

これらにより、市乳の売上高は2,070億2千5百万円（前年比3.4%増）となりました。

### 乳製品

粉乳は、「森永ドライミルクはぐくみ」や「クリープ」が前年を下回ったことから、全体でも前年の売上を下回りました。

バターは、家庭用、業務用ともに前年を上回りました。

チーズは、クラフトブランドの「モッツァレラチーズ」が前年を上回りましたが、「スライスチーズ」や「6Pチーズ」が前年を下回ったことから、全体でも前年の売上を下回りました。

これらにより、乳製品の売上高は922億9千2百万円（前年比2.2%減）となりました。

### アイスクリーム

アイスクリームは、「MOW（モウ）」や「ピノ」が前年を下回りましたが、「PARM（パルム）」が大きく前年を上回ったことから、全体でも前年の売上を上回りました。

これらにより、アイスクリームの売上高は512億2千4百万円（前年比1.3%増）となりました。

### その他

「リプトンフルーツティー」が前年を下回りましたが、流動食などが前年を上回りました。

これらにより、その他の売上高は956億7千6百万円（前年比3.6%増）となりました。

## (2) 森永乳業グループの設備投資の状況

当期中に実施した森永乳業グループの設備投資の総額は161億円（連結消去後）であり、このうち当社では総額126億円（連結消去前）の設備投資を実施しております。事業分野別には、食品事業が中心であり、その主なものは次のとおりです。

当社

神 戸 工 場	ヨーグルト設備および保管倉庫増強他
利 根 工 場	デザート・業務用製品設備増強他
盛 岡 工 場	流動食設備増強他
支 社 ・ 支 店	販売および物流設備増強他

子会社

エムケーチーズ株式会社	チ ー ズ 設 備 増 強 他
横浜乳業株式会社	ヨ ー グ ル ト 設 備 増 強 他
北海道保証牛乳株式会社	市 乳 設 備 増 強 他

## (3) 森永乳業グループの資金調達の状況

当社は、機動的な資金調達を行うために取引金融機関14行との間で総額300億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当期末において借入残高はありません。

## (4) 森永乳業グループが対処すべき課題

次期のわが国の経済は、政府・日銀の経済対策や金融政策の効果による輸出環境の改善などを背景に、次第に景気回復に向かうことが期待されていますが、欧州債務問題の今後の展開や米国経済の回復力、日中関係の影響など、先行きは依然不透明な状況にもあります。

食品業界におきましては、景気回復の効果が生活者の意識や購買行動に反映するためには、一定の時間を要する一方で、円安により輸入原材料価格が先行して上昇基調にあることから、当面は厳しい経営環境が続くものと予想されます。

酪農乳業界におきましては、生乳の生産量は長期的には減少傾向が続き、乳製品の需給や価格への影響が懸念されます。

このような状況のもと、当社グループは「乳の優れた力を基に新しい食文化を創出し、人々の健康と豊かな社会づくりに貢献する」という経営理念のもと、「お客さまに満足と共感をいただける価値ある商品、サービスを提供する」「変革に努め、独自の価値を創造する」「社員が生き活きと働く企業風土をつくる」「社会から信頼される企業となる」という4つの経営ビジョンへの取り組みを通じて、優れた価値を提供し、社会に貢献してまいります。また、一層の経営と業務の効

率化に注力し、5つの経営課題に取り組んでまいります。具体的には「カテゴリーNo.1商品の育成」「事業の選択と集中」「生産性の抜本的な改革、資本効率の改善」「国際競争力の強化」「企業文化の変革」であります。

この計画のもとに次期は、収益力の向上につながる売上拡大とローコストオペレーションなど自助努力をさらに進めることを重点課題として取り組んでまいります。

販売面では、ヨーグルト、チーズ、チルドカップ飲料、機能素材・健康食品、流動食、海外事業を強化育成分野と定め、積極的に拡大をはかってまいります。

生産面では、森永北陸乳業株式会社福井工場の市乳製品の生産を9月末に、また、清水乳業株式会社の生産を10月末に中止することを予定しており、より一層の合理化、効率化に取り組んでまいります。

また、お客さまに安全、安心を提供する品質保証体制の一層の強化にも引き続き取り組んでまいります。

株主のみなさまにおかれましては、なお一層のご指導、ご支援を賜われますようお願い申し上げます。

## (5) 直前3事業年度の財産および損益の状況

### ① 森永乳業グループの営業成績および財産の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 87 期 平成21年度	第 88 期 平成22年度	第 89 期 平成23年度	第90期(当期) 平成24年度
売 上 高	585,116	583,019	578,299	591,197
経 常 利 益	17,018	18,746	13,187	10,551
当 期 純 利 益	8,017	6,164	4,608	5,016
1株当たり当期純利益	31円78銭	24円57銭	18円39銭	20円04銭
総 資 産	357,880	348,394	366,190	368,498
純 資 産	103,635	110,310	113,935	116,750

### ② 当社の営業成績および財産の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 87 期 平成21年度	第 88 期 平成22年度	第 89 期 平成23年度	第90期(当期) 平成24年度
売 上 高	450,435	444,593	437,330	446,218
経 常 利 益	12,987	13,607	8,701	5,977
当 期 純 利 益	6,444	4,287	2,654	2,394
1株当たり当期純利益	25円55銭	17円09銭	10円59銭	9円57銭
総 資 産	294,785	288,661	304,178	310,518
純 資 産	73,308	78,916	80,649	80,977

## (6) 森永乳業グループの重要な親会社および子会社の状況

### ① 重要な親会社の状況

該当ありません。

### ② 重要な子会社（連結子会社）の状況

会社名	所在地	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社デイリーフーズ	東京都港区	497百万円	100.0%	乳製品等の販売
東北森永乳業株式会社	仙台市	470百万円	100.0%	乳製品等の製造販売
株式会社フリジポート	東京都港区	310百万円	100.0%	乳製品等の販売
東洋乳業株式会社	広島市	215百万円	100.0%	乳製品等の製造販売
エムケーチーズ株式会社	綾瀬市	200百万円	100.0%	乳製品等の製造販売
株式会社クリニコ	東京都目黒区	200百万円	100.0%	栄養食品、医薬品等の販売
株式会社東京デーリー	東京都江東区	121百万円	100.0%	乳製品等の製造販売
株式会社リザンコーポレーション	東京都目黒区	100百万円	100.0%	不動産の賃貸、各種リース等
九州森永乳業株式会社	筑紫野市	98百万円	100.0%	乳製品等の製造販売
森永北陸乳業株式会社	福井市	90百万円	100.0%	乳製品等の製造販売
株式会社トーワテクノ	広島市	90百万円	100.0%	プラントの設計および施工等
株式会社森乳サンワールド	東京都港区	61百万円	100.0%	ペット飼料等の販売
株式会社シェフオーレ	八千代市	60百万円	100.0%	手作りデザート等の製造
森永酪農販売株式会社	東京都港区	42百万円	100.0%	飼料等の販売
東洋醗酵乳株式会社	名古屋市	30百万円	100.0%	乳製品等の製造販売
北海道森永乳業販売株式会社	札幌市	30百万円	100.0%	乳製品等の販売
株式会社ナポリアイスクリーム	東京都新宿区	20百万円	100.0%	アイスクリーム類の製造販売
株式会社エフディーサービス	刈谷市	10百万円	100.0%	物流業務の受託運営等
ミライGMBH.	ドイツ・ロイトキルヒ市	25百万ユーロ	100.0%	原料乳製品の製造販売
森永ニュートリショナルフーズINC.	米国カリフォルニア州トーランス市	21百万ドル	100.0%	豆腐他大豆加工食品の販売
日本製乳株式会社	東置賜郡高畠町	140百万円	99.1%	乳製品等の製造販売
富士乳業株式会社	駿東郡長泉町	50百万円	98.8%	アイスクリーム類の製造販売
沖縄森永乳業株式会社	中頭郡西原町	305百万円	97.3%	乳製品等の製造販売
熊本乳業株式会社	熊本市	50百万円	97.0%	乳製品等の製造販売
横浜乳業株式会社	綾瀬市	60百万円	96.5%	乳製品等の製造販売
森永エンジニアリング株式会社	東京都港区	200百万円	90.0%	プラントの設計および施工等
北海道保証牛乳株式会社	小樽市	97百万円	87.2%	乳製品等の製造販売
パンフィック・ニュートリショナルフーズINC.	米国オレゴン州テュアラティン市	21百万ドル	80.0%	豆腐他大豆加工食品の製造
清水乳業株式会社	静岡市	54百万円	79.3%	乳製品等の製造販売
エム・エム・プロバティ・ファンディング株式会社	東京都港区	10百万円	-	不動産の賃貸事業

(注1) 議決権比率には間接所有分を含めております。

(注2) 九州森永乳業株式会社は、平成23年10月末をもって生産を中止し、清算手続きを実施しております。

### ③ 企業結合の成果

前記（3頁）の「1.森永乳業グループ（企業集団）の現況に関する事項（1）森永乳業グループの事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

### (7) 森永乳業グループの主要な事業内容

事業区分	主要な事業内容
食品事業	市乳（牛乳、乳飲料、ヨーグルト、プリン）、乳製品（練乳、粉乳、バター、チーズ）、アイスクリーム、飲料、流動食などの製造・販売
その他の事業	飼料の販売、プラント設備の設計施工など

### (8) 森永乳業グループの主要な拠点等

#### ① 当社

本社：東京都港区芝五丁目33番1号

営業所：東北支店（仙台市）

関越支店（前橋市）

東京支社（東京都港区）

東海支店（名古屋市）

北陸支店（石川県野々市市）

関西支店（大阪市）

中国支店（広島市）

四国支店（高松市）

九州支店（福岡市）

工場：佐呂間工場（北海道常呂郡）

別海工場（北海道野付郡）

十勝工場（北海道十勝郡）

札幌工場（北海道恵庭市）

盛岡工場（盛岡市）

福島工場（福島市）

利根工場（茨城県常総市）

東京工場（東京都葛飾区）

東京多摩工場（東京都東大和市）

大和工場（東京都東大和市）

村山工場（東京都東大和市）

松本工場（長野県松本市）

富士工場（静岡県富士宮市）

中京工場（愛知県江南市）

近畿工場（兵庫県西宮市）

神戸工場（神戸市）

センター：管理センター（東京都目黒区）

東日本市乳センター（東京都東大和市）

西日本市乳センター（神戸市）

商品センター（横浜市）

#### ② 子会社

前記（7頁）の「(6) 森永乳業グループの重要な親会社および子会社の状況

②重要な子会社（連結子会社）の状況」に記載のとおりであります。

## (9) 従業員の状況

### ① 森永乳業グループの従業員数の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比(増減)
男 子	4,489名	5名増
女 子	1,223名	68名増
合 計	5,712名	73名増

(注1) 従業員数は、就業人員数を表示しております。

(注2) 上記の従業員数に臨時従業員は含まれておりません。

### ② 当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比(増減)	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 子	2,509名	9名増	36.9歳	14.1年
女 子	613名	22名増	33.1歳	11.1年
合計または平均	3,122名	31名増	36.2歳	13.6年

(注1) 従業員数は、就業人員数を表示しております。

(注2) 上記の従業員数に臨時従業員は含まれておりません。

## (10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	8,534百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	5,980百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,635百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	2,660百万円
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	2,000百万円
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,850百万円
農 林 中 央 金 庫	1,850百万円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	866百万円
株 式 会 社 国 際 協 力 銀 行	250百万円
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	184百万円

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 720,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 246,954,326株 (自己株式7,022,892株を除く)  
(3) 株主数 32,382名  
(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
森 永 製 菓 株 式 会 社	26,248千株	10.63%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	13,719千株	5.56%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	12,228千株	4.95%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	8,828千株	3.57%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	8,818千株	3.57%
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	6,942千株	2.81%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	6,644千株	2.69%
森 永 乳 業 従 業 員 持 株 会	5,129千株	2.08%
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	4,617千株	1.87%
農 林 中 央 金 庫	3,837千株	1.55%

(注) 当社は、自己株式7,022,892株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は発行済株式総数から自己株式を控除した数に基づき算出しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日において当社役員が有する新株予約権の状況

- ① 新株予約権の数 598個
- ② 目的となる株式の種類および数  
普通株式 598,000株（新株予約権1個につき1,000株）
- ③ 取締役の保有する新株予約権の区分別合計

	名 称	行使価額	行使期間	個数	保有者数
取締役	森永乳業株式会社2005年度 株式報酬型募集新株予約権	1円	平成17年7月28日から 平成37年6月29日まで	36個	2名
	森永乳業株式会社2006年度 株式報酬型募集新株予約権	1円	平成18年8月12日から 平成38年8月11日まで	36個	2名
	森永乳業株式会社2007年度 株式報酬型募集新株予約権	1円	平成19年8月14日から 平成39年8月13日まで	72個	5名
	森永乳業株式会社2008年度 株式報酬型募集新株予約権	1円	平成20年8月13日から 平成40年8月12日まで	72個	5名
	森永乳業株式会社2009年度 株式報酬型募集新株予約権	1円	平成21年8月13日から 平成41年8月12日まで	76個	5名
	森永乳業株式会社2010年度 株式報酬型募集新株予約権	1円	平成22年8月13日から 平成42年8月12日まで	76個	5名
	森永乳業株式会社2011年度 株式報酬型募集新株予約権	1円	平成23年8月13日から 平成43年8月12日まで	115個	10名
	森永乳業株式会社2012年度 株式報酬型募集新株予約権	1円	平成24年8月14日から 平成44年8月13日まで	115個	10名

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
おおの 野 <small>あきら 晃</small>	代表取締役会長	
みや 宮 <small>はら みち 道 お 夫</small>	代表取締役社長	一般社団法人全国公正取引協議会連合会 会長 全国飲用牛乳公正取引協議会 委員長 東京飲用牛乳協会 会長
ふる 古 <small>かわ こう いち 紘 一</small>	取締役相談役	
の 野 <small>ぐち じゅん いち 口 純 一</small>	専務取締役（営業・マーケティング担当、第一営業本部長）	
み 三 <small>うら ゆき お 浦 幸 男</small>	専務取締役（財務・企画・広報・情報担当）	
や 八 <small>ぎ まさ ひろ 木 正 博</small>	常務取締役（管理担当）	
こ 小 <small>ばやし はら ろう 林 八 郎</small>	常務取締役（渉外・人財・関連事業・国際担当、渉外本部長）	公益財団法人ひかり協会 評議員
たか 高 <small>せ 瀬 みつ のり 瀬 光 徳</small>	取締役（研究・開発担当）	
き 木 <small>はら よし いち 原 吉 一</small>	取締役（生産・品質・事業推進担当、生産本部長）	株式会社クオリテ 代表取締役社長
た 田 <small>むら まさる 村 賢 賢</small>	取締役（酪農・物流担当、酪農部長）	
ぶん 文 <small>や さだ お 屋 貞 男</small>	常勤監査役	
いい 飯 <small>じま のぶ お 島 信 夫</small>	常勤監査役	
たけ 武 <small>やま しん ぎ 山 信 義</small>	監査役	
とみ 富 <small>た み え こ 田 美 栄 子</small>	監査役	弁護士（西綜合法律事務所） 東京地方裁判所 民事調停委員

- (注1) 武山信義および富田美栄子の両氏は、会社法第2条第16号および同第335条第3項に定める社外監査役です。
- (注2) 富田美栄子氏につきましては、東京証券取引所および大阪証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
- (注3) 武山信義氏は、森永製菓株式会社にて理事・関連事業部長、理事・経理部長を務めてきており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- (注4) 富田美栄子氏が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な取引その他の関係はありません。
- (注5) 飯島信夫および富田美栄子の両氏は、平成24年6月28日付けにて新たに監査役に就任いたしました。
- (注6) 高岡昌昭および八重田敏夫の両氏は、平成24年6月28日付けにて監査役を退任いたしました。
- (注7) 平成24年6月28日付けにて、宮原道夫氏は代表取締役社長となり、古川紘一氏は取締役相談役となりました。
- (注8) 平成24年6月28日付けにて、三浦幸男氏は財務・企画・広報・情報担当、財務部長、小林八郎氏は渉外・人財・関連事業・国際担当、渉外本部長、木原吉一氏は生産・品質・事業推進担当、生産本部長、田村賢氏は酪農・物流担当、酪農部長となりました。
- (注9) 三浦幸男氏は、平成24年10月1日付けにて財務・企画・広報・情報担当となりました。
- (注10) 宮原道夫氏は、平成24年5月22日付けにて東京飲用牛乳協会会長に、平成24年5月31日付けにて全国飲用牛乳公正取引協議会委員長に、平成24年6月18日付けにて一般社団法人全国公正取引協議会連合会会長に就任いたしました。
- (注11) 執行役員 青山和夫氏は、平成25年6月1日付けにて生産・品質・事業推進担当、常務執行役員（生産本部長）となりました。

(ご参考) 平成25年3月31日現在の執行役員の地位、氏名および担当は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
専務執行役員	野 口 純 一	第一営業本部長
常務執行役員	小 林 八 郎	渉外本部長
常務執行役員	木 原 吉 一	生産本部長
常務執行役員	田 村 賢	酪農部長
常務執行役員	岩 附 慧 二	主席研究員
常務執行役員	福 山 敏 昭	東京支社長
常務執行役員	石 井 友 則	第一営業本部リテール事業部長
執 行 役 員	菊 地 力 夫	第一営業本部市乳事業部長
執 行 役 員	柳 田 茂 雄	生産本部生産技術部長
執 行 役 員	田 中 亘	関西支店長
執 行 役 員	大 原 賢 一	第一営業副本部長
執 行 役 員	港 毅	渉外部長
執 行 役 員	青 山 和 夫	東京多摩工場長
執 行 役 員	齋 藤 光 政	人財部長
執 行 役 員	松 井 信 一	事業推進部長
執 行 役 員	大 貫 陽 一	経営企画部長兼広報部長
執 行 役 員	庄 野 郁	第一営業本部冷菓事業部長
執 行 役 員	小 室 昭	第二営業本部長兼第二営業本部機能素材事業部長兼第二営業本部ピュアスター営業部長

## (2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	基 本 報 酬	ストック オプション	報酬等の総額
取 締 役	10名	262百万円	25百万円	287百万円
監 査 役 (社外監査役を除く)	2名	41百万円	—	41百万円
社 外 監 査 役	2名	9百万円	—	9百万円
計	14名	313百万円	25百万円	339百万円

- (注1) 平成24年6月28日付けにて退任いたしました監査役2名に対し基本報酬7百万円(うち社外監査役1名 1百万円)、平成17年6月29日株主総会決議による退職慰労金の打ち切り支給5百万円(うち社外監査役1名 1百万円)を支払っておりますが上記の表には含まれておりません。
- (注2) 株主総会決議による報酬限度額は、取締役月額36百万円、監査役月額5百万円であります。
- (注3) ストックオプションは、平成24年7月11日開催の取締役会決議に基づき、新株予約権(株式報酬型ストックオプション)115個を取締役10名に付与したものであります。  
なお、株主総会決議による取締役に対する新株予約権に関する報酬限度額は、上記(注2)とは別枠で年額60百万円(ただし120個を上限とする)であります。
- (注4) 取締役のうち使用人兼務取締役6名(事業年度途中まで使用人兼務取締役であった2名含む)には上記表のほか使用人給与相当額119百万円を支払っております。

## (3) 社外役員に関する事項

### 監査役

#### ① 重要な兼職の状況および当社との関係

前記の「(1) 取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

平成25年3月期における取締役会および監査役会への出席状況は次のとおりであります。

武山信義氏は、当事業年度に開催された取締役会12回開催の全てに出席し、審議に際して公正で必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度に開催された監査役会17回開催の全てに出席し、監査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項について、意見の表明を行いました。

富田美栄子氏は、就任後に開催された取締役会9回開催の全てに出席し、審議に際して主に弁護士としての専門的見地から必要な発言を適宜行っております。また、就任後に開催された監査役会13回開催の全てに出席し、監査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項について、意見の表明を行いました。

#### ③ 責任限定契約の内容の概要

- ・社外監査役が当社に対して会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合は、法令に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

**(4) 社外役員の報酬に関する事項**

前記の「(2) 取締役および監査役の報酬等の総額」に記載のとおりであります。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当期に係る報酬等の額 63百万円
- ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 70百万円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の「当期に係る報酬等の額」にはこれらの合計額を記載しております。

(注2) 当社の重要な子会社のうちミライGMBHは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条に定める監査役会全員の同意による解任のほか、当社は、会計監査人の適切な職務遂行が困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求のもとに、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月17日の取締役会において、内部統制の基本方針を以下のように定めております。この方針に基づき、業務の適正を確保し、内部統制の一層の充実を目指して、今後とも継続的に取り組んでまいります。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役および使用人は、行動規範に則り、法令および定款、社会倫理の遵守を基本方針として、企業活動を行っております。それを確実なものにするため、内部統制委員会にコンプライアンス部会を設置しており、当部会によりコンプライアンス意識の一層の拡大・浸透・定着に努めております。また、コンプライアンス部会と連携して内部監査部門が使用人のコンプライアンスに関する状況を確認しております。なお、法令上疑義のある行為などについての社内通報・相談窓口として、社外弁護士を直接の情報受領者とする「森乳ヘルプライン」制度を開設しており、使用人に対して不利益な取扱をしないよう配慮しております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する情報などの保存は、文書又は電磁的媒体により保存し、情報セキュリティ方針書ほかの社内規程により管理しております。ま

た、取締役・監査役は、必要に応じて、これらの文書などを閲覧できる体制としております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社における全社的なリスク管理を実行していくために、内部統制委員会にリスク管理部会を設置して、個々のリスクを洗い出し、個々のリスクについての管理責任者を決定し、それぞれ対応方法を定めるなど、リスク管理体制の構築を進めるとともに、内部監査部門とも連携をはかっております。

また、不測の事態が発生した場合に備え、緊急問題処理基準を作成し、有事の際に対策本部の設置等、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止するよう体制を整備しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役および使用人が共有する全社的な目標として、経営理念や中期経営計画を定めております。また、取締役会規則等の社内基準により取締役の職務執行の基準を明確にしております。取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務規程、権限基準等を定め、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細を定めております。

取締役会は、原則月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催することとしております。取締役は、経営会議において、それぞれの職務の執行状況について意見交換を行い、当社にとって最適の効率を追求するように努めております。また、経営判断に資するよう、月次決算報告ならびに事業別損益報告、事業所別損益報告を迅速に行うなど、効率的な職務執行を行えるよう体制を整備しております。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社および子会社は、コンプライアンス、リスク管理、財務報告の信頼性確保に取り組むとともに、相互に内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるよう体制の構築をはかっております。

当社および子会社が内部統制を推進するために、当社に内部統制委員会を設置し、その担当部署を総務部とし、一方、各子会社の内部統制の統括は、各子会社の業務部門が担当しております。

特に財務報告の信頼性を確保するために、金融商品取引法における内部統制の対応も含め、内部統制委員会に財務報告部会を設置して、業務手順の文書化やリスク統制を実施できるよう体制を整備しております。

⑥ 反社会的勢力に対する基本体制

当社は、市民社会の秩序安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係を持たない経営姿勢を基本方針とし、当社およびグループ各社の所管部署が、平素から外部の専門機関と緊密な連携をはかり、毅然とした態度を貫き、

反社会的勢力との関係遮断や不当要求拒絶のための体制を整備しております。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求める場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求める場合は、速やかに配置いたします。補助すべき使用人を置くこととなった場合には、当該使用人の任命、異動等に係る事項を決定するにあたり、監査役の事前の同意を得ることといたします。
- ⑧ 取締役および使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
使用人は監査役への定期的な報告を行うほか、内部監査部門による社内の監査報告書を監査役へ回付し、監査役が状況を把握できるよう体制を整備しております。また、取締役および使用人は、当社の業務又は当社に影響する重要な事項についても、監査役に都度報告することとしております。
- ⑨ その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
当社は、グループ全体に対して、監査役の監査が十分に機能するように体制を整備しております。

## (2) 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

### ① 基本方針の内容

当社は、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものであり、株式の大量買付等であっても、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付等の中には、その目的などから見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、当社の企業価値の源泉は、「乳」の優れた力を最大限に活用する商品開発力と、食品の提供を通じて培ってきた信用とブランドにあります。これらが、株式の大量買付等を行う者により中長期的に確保し、向上させられなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

こうした事情に鑑み、当社株式に対する大量買付等が行われた際に、株主のみなさまがかかる大量買付等に応じるべきか否かを判断し、あるいは当社取締役会が株主のみなさまに代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主のみなさまのために交渉を行うことなどを可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付等を抑止するための枠組み

が必要であると考えております。

- ② 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、第84期事業年度に係る当社定時株主総会における株主のみなさまの承認に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「旧プラン」といいます。）を導入いたしました。旧プランの有効期間は、平成22年6月29日開催の当社第87期定時株主総会の終結の時までとされておりましたが、当社は、当社第87期定時株主総会において株主のみなさまの承認をいただき、旧プランの内容を一部変更した上、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を更新いたしました（以下、更新後のプランを「本プラン」といいます。）。

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主のみなさまが適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等（以下に定義されます。）との交渉の機会を確保することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

具体的には、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し事前の情報提供を求めるなど、上記の目的を実現するために必要な手続を定めています。

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合などには、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主のみなさまに当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

注) なお、本プランは、平成25年6月27日開催予定の当社第90期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）終結の時をもって有効期間が満了することとなりますので、平成25年4月25日開催の取締役会において、本総会における株主のみなさまのご承認を条件に、本プランの内容を一部変更した上、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を更新することを決定いたしました。その内容につきましては、招集通知に添付の株主総会参考書類における第2号議案である「買収防衛策のための新株予約権無償割当ての委任の件」に記載のとおりです。

### ③ 本プランの合理性

本プランは、大要下記のとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう合理的な内容を備えたものと考えております。

#### イ. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主のみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主のみなさまのために買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

#### ロ. 株主意思を重視するものであること

本プランは、当社株主総会において本プランに係る委任決議がなされることにより更新されました。

また、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合、当社の株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの存続の適否には、株主のみなさまのご意向が反映されることとなっております。

#### ハ. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本新株予約権の無償割当ての実施などの運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外有識者などから構成される独立委員会により行われることとされています。これにより当社取締役会の恣意的行動を厳格に監視いたします。

また、その判断の概要については株主のみなさまに情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

#### ニ. 第三者専門家の意見の取得

買付者等が現れると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額の表示単位未満の処理につきましては、1株当たり当期純利益については四捨五入し、その他の項目については切り捨てております。

# 連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>127,348</b>	<b>流動負債</b>	<b>159,466</b>
現金及び預金	17,612	支払手形及び買掛金	59,192
受取手形及び売掛金	56,144	電子記録債務	5,025
商品及び製品	31,256	短期借入金	4,863
仕掛品	990	1年以内償還社債	15,000
原材料及び貯蔵品	6,646	1年以内返済長期借入金	11,331
繰延税金資産	4,347	未払法人税等	726
その他	11,008	未払費用	30,013
貸倒引当金	△ 655	預り金	22,591
		リース債務	1,912
		その他	8,809
<b>固定資産</b>	<b>241,150</b>	<b>固定負債</b>	<b>92,282</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>210,518</b>	社債	45,000
建物及び構築物	68,691	長期借入金	25,088
機械装置及び運搬具	58,176	退職給付引当金	11,525
土地	73,501	リース債務	3,785
リース資産	4,179	資産除去債務	265
建設仮勘定	3,183	その他	6,617
その他	2,787	<b>負債合計</b>	<b>251,748</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>5,827</b>	<b>(純資産の部)</b>	
その他	5,827	<b>株主資本</b>	<b>112,974</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>24,803</b>	資本金	21,704
投資有価証券	14,515	資本剰余金	19,442
出資金	93	利益剰余金	74,126
長期貸付金	476	自己株式	△ 2,298
繰延税金資産	2,301	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>2,865</b>
その他	7,594	その他有価証券評価差額金	3,091
貸倒引当金	△ 177	繰延ヘッジ損益	△ 0
		為替換算調整勘定	△ 225
<b>資産合計</b>	<b>368,498</b>	<b>新株予約権</b>	<b>196</b>
		<b>少数株主持分</b>	<b>713</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>116,750</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>368,498</b>

## 連結損益計算書

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		591,197
売上原価		412,554
<b>売上総利益</b>		<b>178,643</b>
販売費及び一般管理費		168,477
<b>営業利益</b>		<b>10,166</b>
営業外収益		
受取利息	86	
受取配当金	405	
のれん償却額	203	
持分法による投資利益	54	
雑収	1,581	2,331
営業外費用		
支払利息	1,606	
雑損	339	1,945
<b>経常利益</b>		<b>10,551</b>
特別利益		
固定資産売却益	1,159	
投資有価証券売却益	6	
負ののれん発生益	23	1,188
特別損失		
固定資産処分損	397	
公益財団法人ひかり協会負担金	1,663	
減損損失	390	
工場再編費用	344	
その他の特別損失	309	3,105
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>8,635</b>
法人税、住民税及び事業税		2,394
法人税等調整額		1,163
<b>少数株主損益調整前当期純利益</b>		<b>5,077</b>
少数株主利益		60
<b>当期純利益</b>		<b>5,016</b>

(ご参考)

## 連結包括利益計算書

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
少数株主損益調整前当期純利益	5,077
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	850
繰延ヘッジ損益	4
為替換算調整勘定	200
持分法適用会社に対する持分相当額	1
その他の包括利益合計	1,056
包 括 利 益	6,133

(内訳)

親会社株主に係る包括利益	6,030
少数株主に係る包括利益	103

## 連結株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	21,704	19,442	70,866	△ 1,241	110,772
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 1,754		△ 1,754
当 期 純 利 益			5,016		5,016
自 己 株 式 の 取 得				△ 1,071	△ 1,071
自 己 株 式 の 処 分		△ 2		14	12
自己株式処分差損の振替		2	△ 2		—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	3,259	△ 1,057	2,202
当 期 末 残 高	21,704	19,442	74,126	△ 2,298	112,974

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	2,242	△ 4	△ 386	1,851	183	1,128	113,935
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△ 1,754
当 期 純 利 益							5,016
自 己 株 式 の 取 得							△ 1,071
自 己 株 式 の 処 分							12
自己株式処分差損の振替							—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	849	4	161	1,014	13	△ 415	612
当 期 変 動 額 合 計	849	4	161	1,014	13	△ 415	2,814
当 期 末 残 高	3,091	△ 0	△ 225	2,865	196	713	116,750

# 貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>116,718</b>	<b>流動負債</b>	<b>153,403</b>
現金及び預金	14,911	支払掛手形	165
受取掛手形	1,139	買掛金	47,243
商品及び製品	46,020	電子記録債権	5,025
半製品	26,669	一年以内償還社債	15,000
原材料	46	一年以内返済長期借入金	9,403
貯蔵品	2,578	未払消費税等	6,636
前払費用	1,638	未払費用	214
短期貸付金	305	未払受取金	23,656
立替金	9,276	預り金	72
繰延税金資産	6,971	リース債権	44,698
未収還付法人税等	3,507		1,287
その他	418	<b>固定負債</b>	<b>76,137</b>
貸倒引当金	5,539	社債	45,000
	△ 2,303	長期借入金	18,406
		職給付引当金	6,975
		繰延税金負債	1,410
		繰上り資産除の債権	2,983
		繰上り資産除の債権	77
		繰上り資産除の債権	1,283
<b>固定資産</b>	<b>193,800</b>	<b>負債合計</b>	<b>229,541</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>135,672</b>	<b>(純資産の部)</b>	
建物	39,681	<b>株主資本</b>	<b>78,126</b>
構築物	4,569	資本金	21,704
機械装置	43,124	資本剰余金	19,478
車両運搬具	3	資本準備金	19,478
工具器具備品	2,088	利益剰余金	39,242
土地	41,078	利益準備金	3,529
リース資産	2,997	その他利益剰余金	35,713
建設仮勘定	2,129	配当引当金	5,200
		固定資産圧縮記帳積立金	6,111
		別途積立金	18,000
		繰越利益剰余金	6,402
<b>無形固定資産</b>	<b>4,774</b>	<b>自己株式</b>	<b>△ 2,298</b>
施設利用権等	4,774	<b>評価・換算差額等</b>	<b>2,653</b>
		その他有価証券評価差額金	2,653
<b>投資その他の資産</b>	<b>53,353</b>	<b>新株予約権</b>	<b>196</b>
投資有価証券	9,256	<b>純資産合計</b>	<b>80,977</b>
関係会社株式	8,916	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>310,518</b>
出資金	56		
関係会社出資金	17,037		
長期貸付金	10,142		
粉乳中毒救済基金	3,022		
(特定包括信託)			
長期前払費用	2,302		
その他の	2,716		
貸倒引当金	△ 96		
<b>資産合計</b>	<b>310,518</b>		

# 損益計算書

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		446,218
売上原価		335,203
<b>売上総利益</b>		<b>111,015</b>
販売費及び一般管理費		108,639
<b>営業利益</b>		<b>2,376</b>
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,332	
雑収益	1,948	5,280
営業外費用		
支払利息	1,385	
雑損失	293	1,679
<b>経常利益</b>		<b>5,977</b>
特別利益		
固定資産売却益	256	
投資有価証券売却益	6	263
特別損失		
固定資産処分損	341	
公益財団法人ひかり協会負担金	1,663	
減損損失	224	
工場再編費用	259	
その他の特別損失	227	2,716
<b>税引前当期純利益</b>		<b>3,525</b>
法人税、住民税及び事業税		265
法人税等調整額		865
<b>当期純利益</b>		<b>2,394</b>

## 株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金
当 期 首 残 高	21,704	19,478	—	19,478	3,529
当 期 変 動 額					
固定資産圧縮記帳積立金取崩					
固定資産圧縮記帳積立金積立					
剰 余 金 の 配 当					
当 期 純 利 益					
自己株式の取得					
自己株式の処分			△ 2	△ 2	
自己株式処分差損の振替			2	2	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—
当 期 末 残 高	21,704	19,478	—	19,478	3,529

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	その他利益剰余金				利益剰余金 合 計
	配当引当 積 立 金	固定資産圧縮 記帳積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	5,200	6,055	18,000	5,820	38,604
当 期 変 動 額					
固定資産圧縮記帳積立金取崩		△ 65		65	—
固定資産圧縮記帳積立金積立		121		△ 121	—
剰 余 金 の 配 当				△ 1,754	△ 1,754
当 期 純 利 益				2,394	2,394
自己株式の取得					
自己株式の処分					
自己株式処分差損の振替				△ 2	△ 2
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	56	—	581	637
当 期 末 残 高	5,200	6,111	18,000	6,402	39,242

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△ 1,241	78,546	1,920	1,920	183	80,649
当期変動額						
固定資産圧縮記帳積立金取崩		—				—
固定資産圧縮記帳積立金積立		—				—
剰余金の配当		△ 1,754				△ 1,754
当期純利益		2,394				2,394
自己株式の取得	△ 1,071	△ 1,071				△ 1,071
自己株式の処分	14	12				12
自己株式処分差損の振替		—				—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			733	733	13	747
当期変動額合計	△ 1,057	△ 419	733	733	13	327
当期末残高	△ 2,298	78,126	2,653	2,653	196	80,977

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成25年5月13日

森永乳業株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大坂谷 卓 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 市瀬 俊 司 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、森永乳業株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、森永乳業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成25年5月13日

森永乳業株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大坂谷 卓 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 市瀬 俊司 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、森永乳業株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第90期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(会社法施行規則第118条第3号に定める事項)については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。当該基本方針に沿った各取組は、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月13日

森永乳業株式会社 監査役会

常勤監査役 文 屋 貞 男 ㊟

常勤監査役 飯 島 信 夫 ㊟

社外監査役 武 山 信 義 ㊟

社外監査役 富 田 美 栄 子 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当期の収益、今後の経営環境および安定的な利益還元等を勘案いたしました結果、株主のみなさまの日頃のご支援にお報いするとともに、経営体質強化にも配慮し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項
  - (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
  - (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき7円とさせていただきます。  
この場合の総額は1,728,680,282円となります。
  - (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成25年6月28日といたしたいと存じます。
2. その他の剰余金の処分に関する事項
  - (1) 増加する剰余金の項目およびその額  
別途積立金 1,000,000,000円
  - (2) 減少する剰余金の項目およびその額  
繰越利益剰余金 1,000,000,000円

### 第2号議案 買収防衛策のための新株予約権無償割当ての委任の件

当社は、平成22年6月29日開催の当社第87期定時株主総会決議における株主のみなさまのご承認に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「現行プラン」といいます。）を導入しておりますが、現行プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時までとされております。

当社は、現行プランの有効期間満了に先立ち、現行プラン導入後の情勢の変化を踏まえて、現行プランの更新の是非を含めその在り方について検討してまいりましたが、その結果、現行プランの内容を一部変更した上、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を更新することを決定いたしました。

そこで、当社定款第13条の定めに基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、更新後の当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）に利用するため、下記2.「本プランの内容」の要領で新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本プランにおける現行プランからの変更点は、以下のとおりです。

- ① 独立委員会が当社取締役会に対して情報提供を要求する場合における、当社取締役会からの回答期限の上限日数について、独立委員会による検討作業の迅速化を図るため、現行プランの60日を本プランでは30日に短縮しております。
- ② 上記①の上限日数および独立委員会による検討期間の上限日数の前にある「原則として」の記載は、上限日数を明確化することで本プランの的確な運用を図るため削除しております。

## 1. 提案の理由

株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものです。また、当社は、株式の大量買付等であっても、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付等の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者等の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために必要な買付者等との交渉が不当に制限されるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、当社の企業価値の源泉は、「乳」の優れた力を最大限に活用する商品開発力と、食品の提供を通じて培ってきた信用とブランドにあります。これらが、株式の大量買付等を行う者により中長期的に確保し、向上させられなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付等が行われた際に、株主のみなさまがかかる大量買付等に応じるべきか否かを判断し、あるいは当社取締役会が株主のみなさまに代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主のみなさまのために交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付等を抑止するための枠組みが引き続き必要不可欠であると判断しました。

## 2. 本プランの内容

### (1) 本プランの概要

本プランの概要は、以下のとおりです（その詳細については、下記(2)「本プランに係る手続」以下をご参照下さい。）。

#### ① 目的

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主のみならず、買付者等との交渉の機会を確保すること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

#### ② 手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し事前の情報提供を求める等、上記①の目的を実現するために必要な手続を定めています（詳細については下記(2)「本プランに係る手続」をご参照下さい。）。

#### ③ 新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の買付等を行う場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照下さい。）には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主のみならず当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

#### ④ 独立委員会の利用

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外者等から構成される独立委員会（その詳細については下記(5)「独立委員会の設置」をご参照下さい。）の客観的な判断を経るとともに、株主のみならずその判断の概要などの情報開示を通じて透明性を確保することとしています。

(2) 本プランに係る手続

① 対象となる買付等

本プランが対象とする買付等は、以下 (a) 又は (b) に該当する買付等とします。買付者等には、予め本プランに定められる手続に従っていたこととします。

- (a) 当社が発行者である株券等（注1）について保有者（注2）の株券等保有割合（注3）が20%以上となる買付
- (b) 当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）を行う者の株券等所有割合（注6）及びその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

② 買付者等に対する情報提供の要求

買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

記

- (a) 買付者等及びそのグループ（共同保有者（注8）、特別関係者、買付者等を被支配法人等（注9）とする者の特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果、当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）
- (b) 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
- (c) 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）

- (d) 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- (e) 買付等の後における当社グループの基本的な経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (f) 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- (g) 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- (h) その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記④（a）に記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

### ③ 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

#### (a) 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加的に提出を求められた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の経営計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために、当社取締役会に対しても、適宜回答期限を定めた上（30日を上限とします。）、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）、その根拠資料、及び代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提供するよう要求することがあります。

#### (b) 独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記（a）のとおり情報・資料等の提供を要求した場合には）当社取締役会から、追加的に要求したものを含め、独立委員会による検討作業を開始するために必要かつ十分な情報・資料等が提供されたと独立委員会が認めた場合、最長60日間の検討期間（但し、下記④（c）に記載する場合等には、独立委員会は当該期間の延長をその決議をもって行うことができるものとします。）（以下「独立委員会検討期間」といいます。）を設定します。なお、独立委員会は、必要かつ十分な情報・資料等の提供がなされたか否かを判断するに当たって、買付者等が当社に関する詳細な情報を有していない場合があることなど、買付者等側の事情をも合理的な範囲で斟酌するものとします。独立委員会は、独立委員会検討期間において買付者

等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は当社取締役会等を通して間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、また、当社取締役会の提示する代替案の株主のみなさまに対する提示等を行うものとします。

買付者等は、独立委員会が、直接又は当社取締役会等を通して間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

独立委員会の判断が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることが出来るものとします。

#### (c) 株主に対する情報開示

独立委員会は、自ら又は当社取締役会等を通じて、買付者等が現れた事実、買付者等から買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、当社取締役会が独立委員会に代替案を提示した事実及び本必要情報の概要その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で株主のみなさまに対する情報開示を行います。

#### ④ 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が現れた場合には、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記 (a) ないし (c) に従った勧告等を行った場合その他独立委員会が適切と判断する場合には、独立委員会は、当該勧告又は決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項（独立委員会検討期間を延長する場合にはその期間及び延長の理由の概要を含みます。）について、速やかに情報開示を行います。

##### (a) 本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、又は買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記 (3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の行使期間開始日（下記（4）「本新株予約権の無償割当ての概要」⑥において定義されます。）の前日までの間は、（無償割当ての効力発生前においては）本新株予約権の無償割当てを中止し、又は（無償割当ての効力発生後においては）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (i) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
  - (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記（3）「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施すること若しくは行使を認めることが相当でない場合
- (b) 本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記（3）「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当ではないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記（3）「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当てを実施することの新たな勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

- (c) 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間の終了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で（但し、30日間を超えないものとします。）、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本

新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

⑤ 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。なお、買付者等は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記（2）「本プランに係る手続」⑤に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記（2）「本プランに係る手続」④のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の判断を経ることになります。

記

- ① 上記（2）「本プランに係る手続」②に定める情報提供及び独立委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- ② 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
  - (a) 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
  - (b) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
  - (c) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - (d) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

- ③ 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
  - ④ 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適當な買付等である場合
  - ⑤ 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な研究・商品開発体制若しくは生産・販売・品質管理体制を支える当社の従業員、顧客、取引先等との関係、又は当社の社会的信用若しくはブランド価値を損なうことなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合
- (4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

① 新株予約権の数

本新株予約権の無償割当ての取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

② 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

③ 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

④ 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である当社株式（注10）（「社債、株式等の振替に関する法律」の規定の適用がある同法第128条第1項に定める振替株式となります。）の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

⑤ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権

の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（終値のない日を除きます。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（気配表示を含みます。）の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

⑥ 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めの日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とします。但し、下記⑨（b）の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

⑦ 本新株予約権の行使条件

（I）特定大量保有者（注11）、（II）特定大量保有者の共同保有者、（III）特定大量買付者（注12）、（IV）特定大量買付者の特別関係者、もしくは（V）上記（I）ないし（IV）に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、（VI）上記（I）ないし（V）に該当する者の関連者（注13）（以下、（I）ないし（VI）に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の保有する本新株予約権も、下記⑨（b）のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。

⑧ 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

⑨ 当社による本新株予約権の取得

(a) 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

- (b) 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日まで未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます。

⑩ 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成25年4月25日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義などに修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義などを適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

(5) 独立委員会の設置

当社は、本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての実施・不実施等に関する当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主のみなさまのために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置します。本議案が本定時株主総会で承認された場合、承認後の独立委員会の委員は、当社経営陣からの独立性の高い社外有識者3名に引き続き委嘱する予定です（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、本議案末尾記載の（注14）のとおりであり、本プラン更新後に就任が予定されている独立委員会の委員の略歴は別紙「独立委員会委員略歴」のとおりです。）。

実際に買付等がなされる場合には、上記（2）「本プランに係る手続」に記載したとおり、こうした独立委員会が、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主の共同利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

(6) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランにおける本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間（以下「有効期間」といいます。）は、本定時株主総会終結後3年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会決議による委任の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、金融商品取引所の規程・規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実、及び（修正又は変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

（ご参考）

本プランの内容は上記2.のとおりですが、当社は、本プランは以下のとおり合理的な内容を備えたものと考えており、また、本プランの株主及び投資家のみなさまへの影響についても以下のとおりとなります。株主のみなさまにおかれましては、これらの点もご考慮の上、本議案につきご承認をいただければと存じます。

本プランの合理性について：

本プランは、下記（1）ないし（7）のとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう合理的な内容を備えたものです。

（1）買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足し、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されております。

（2）株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記1.「提案の理由」にて記載したとおり、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主のみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主のみなさまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

（3）株主意思を重視するものであること

本プランは、上記のとおり、本定時株主総会において本プランに係る委任決議がなされることにより更新されます。

また、上記2.（6）「本プランの有効期間、廃止及び変更」にて記載したと

おり、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議がなされた場合、当社の株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの存続の適否には、株主のみなさまのご意向が反映されることとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

上記2. (5)「独立委員会の設置」に記載したとおり、本新株予約権の無償割当ての実施等の運用に関する実質的な判断は、独立性の高い社外有識者等から構成される独立委員会により行われることとされています。これにより当社取締役会の恣意的行動を厳格に監視いたします。

また、その判断の概要については株主のみなさまに情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的要件の設定

本プランにおいては、上記2. (2)「本プランに係る手続」④及び上記2. (3)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ本新株予約権の無償割当ては実施されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門家の意見の取得

上記2. (2)「本プランに係る手続」③ (b) にて記載したとおり、買付者等が現れると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(7) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記2. (6)「本プランの有効期間、廃止及び変更」にて記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うこ

とができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

株主及び投資家のみなさまへの影響について：

本プランの導入及び本新株予約権の無償割当てに際して株主及び投資家のみなさまに与える影響は、下記(1)ないし(3)のとおりです。

(1) 本プランの更新時に株主及び投資家のみなさまに与える影響

本プランの更新時点においては、株主総会決議に基づき、本新株予約権に関する新株予約権無償割当ての決定権限を取締役会に対して委任しているに過ぎず、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家のみなさまに直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家のみなさまに与える影響

本プランの手続に従い本新株予約権の無償割当てが実施される場合には、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主のみなさま(以下「割当対象株主」といいます。)に対し、原則としてその保有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主のみなさまが、本新株予約権の行使期間内に、所定の行使価額に相当する金銭の払込みその他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主のみなさまに必要となる手続」(ii)において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主のみなさまによる本新株予約権の行使により、その保有する当社株式全体の価値が希釈化されることとなります。但し、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主のみなさまに必要となる手続」(iii)に記載する手続により、非適格者以外の株主のみなさまから本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主のみなさまは、本新株予約権の行使及び所定の行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、この場合、保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

なお、当社は、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、上記2.(2)「本プランに係る手続」④(a)に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までにおいては、本新株予約権の無償割当てを中止し、また、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間においては、本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株あたりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの当社株式の価

値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家のみなさまは、株価の変動により相応の損害を受ける可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主のみなさまに必要な手続

(i) 本新株予約権の割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当社取締役会は、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当対象株主に対し、原則としてその有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主のみなさまは、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

(ii) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主のみなさまに対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項並びに株主のみなさまご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主のみなさまにおかれましては、本新株予約権の行使期間内で、かつ、当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、当該行使請求書及びこれらの必要書類をご提出いただいた上、本新株予約権の行使請求受付場所に当該行使請求書及びこれらの必要書類が到達し、原則として、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を当該行使請求受付場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

(iii) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日において本新株予約権を取得します。

このうち、非適格者以外の株主のみなさまから本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を交付する場合には、かかる株主のみなさまは、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することとなります。なお、この場合、かかる株主のみなさまには、別途、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項、ご自身が非適格者

でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主のみなさまに対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

- (注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本議案において同じとします。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
- (注8) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本議案において同じとします。
- (注9) 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
- (注10) 将来、当社が種類株式発行会社(会社法第2条第13号)となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する当社株式は、いずれも当社が本定時株主総会開催時において、現に発行している株式(普通株式)と同一の種類の株式を指すものとし、
- (注11) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。
- (注12) 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本注12において同じとします。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下本注12において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。
- (注13) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。
- (注14) 独立委員会規則においては、概要以下のような事項が定められております。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、
    - (i) 当社社外取締役、(ii) 当社社外監査役、又は (iii) 社外の有識者のいずれかに該当

する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務もしくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。

- ・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は本プランに定められた事項について決定等を行う。
- ・独立委員会は各独立委員会委員によって招集され、その決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

## 独立委員会委員略歴

本プラン更新後の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

橋本 晃明（はしもと てるあき）

略歴 昭和18年生まれ  
昭和41年4月 三井物産株式会社 入社  
平成元年5月 東洋水産株式会社 入社  
平成7年6月 東洋水産株式会社 代表取締役社長  
平成15年7月 株式会社三友小網（現三井食品株式会社）  
代表取締役会長  
平成18年10月 三井物産株式会社 顧問  
平成18年10月 三井食品株式会社 取締役相談役  
平成20年6月 三井食品株式会社 相談役

白土 種治（しらと たねじ）

略歴 昭和15年生まれ  
昭和39年4月 日産自動車株式会社 入社  
昭和46年9月 ニューヨーク大学大学院経営学修士（MBA）  
昭和46年11月 ピート・マーウィック・ミッチェル（現KPMG）入社  
昭和47年8月 米国公認会計士  
昭和50年12月 大蔵省（現金融庁）より外国公認会計士認可  
昭和55年4月 白土外国公認会計士事務所開設（現在に至る）

末吉 互（すえよし わたる）

略歴 昭和31年生まれ  
昭和58年4月 弁護士登録、森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）入所  
平成2年1月 森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）パートナー  
平成19年4月 末吉綜合法律事務所開設  
平成21年12月 潮見坂綜合法律事務所に改称（現在に至る）

注1. 橋本晃明氏が在籍された三井物産株式会社及び三井食品株式会社との間で乳製品販売等の継続的な取引販売がありますが、両社との取引規模は、いずれも当社の連結売上高の0.1%未満と僅少であるため、橋本晃明氏の独立性は十分に確保されるものと判断しております。

注2. その他の委員会委員候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

以上

### 第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において業務執行の効率向上に向けて機動的に意思決定が行えるよう取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	おのの あきら 大野 晃 (昭和11年1月10日生)	昭和33年4月 東京食品株式会社入社 (現株式会社カーギルジャパン) 昭和47年10月 東和製機株式会社常務取締役 (現株式会社トーワテクノ) 昭和48年6月 同社代表取締役専務 昭和52年6月 エムケーチーズ株式会社代表取締役専務 昭和54年6月 当社常務取締役 昭和56年6月 当社専務取締役 昭和57年8月 当社取締役副社長 昭和60年6月 当社代表取締役社長 平成15年6月 当社代表取締役会長 現在に至る	233,843株
2	みやほらみちお 宮原 道夫 (昭和26年1月4日生)	昭和50年4月 当社入社 平成6年4月 当社東京多摩工場製造部次長 平成9年4月 当社東京多摩工場製造部長 平成13年4月 当社盛岡工場長 平成15年6月 当社執行役員生産技術部エンジニアリング担当部長 平成17年6月 当社常務執行役員生産技術部長 平成18年2月 当社常務執行役員生産本部長 平成19年6月 当社専務執行役員生産本部長 平成19年6月 当社専務取締役 専務執行役員生産本部長 平成21年5月 当社専務取締役 平成21年6月 当社取締役副社長 平成22年2月 当社取締役副社長 副社長執行役員第二営業本部長 平成23年6月 当社取締役副社長 平成23年6月 当社代表取締役副社長 平成24年6月 当社代表取締役社長 現在に至る  (重要な兼職の状況) 一般社団法人全国公正取引協議会連合会 会長 全国飲用牛乳公正取引協議会 委員長 東京飲用牛乳協会 会長	49,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
3	<p style="text-align: center;">の ぐち じゅん いち 野 口 純 一 (昭和25年6月30日生)</p>	<p>昭和48年4月 当社入社 平成9年6月 当社関西支店販売促進第一部長兼 販売促進第二部長 平成11年11月 当社関西支店市乳・D Y販売部長 平成13年4月 当社市乳・D Y事業部事業統括室 長 平成15年6月 当社執行役員リテール事業部長 平成18年2月 当社執行役員チルド（リテール） 事業部長 平成19年6月 当社常務執行役員営業本部長 平成19年6月 当社常務取締役 常務執行役員営 業本部長 平成21年5月 当社常務取締役 専務執行役員営 業本部長 平成21年6月 当社専務取締役 専務執行役員営 業本部長 平成22年2月 当社専務取締役 専務執行役員第 一営業本部長 現在に至る (当社における担当) 営業・マーケティング担当</p>	46,000株
4	<p style="text-align: center;">み うら ゆき お 三 浦 幸 男 (昭和22年9月25日生)</p>	<p>昭和46年4月 当社入社 平成8年4月 当社経理部次長 平成12年4月 当社経理部部长待遇 平成15年6月 当社経理部長 平成19年4月 当社財務部長 平成19年6月 当社執行役員財務部長 平成22年6月 当社常務執行役員財務部長 平成23年6月 当社専務執行役員財務部長 平成23年6月 当社専務取締役 専務執行役員財 務部長 平成24年10月 当社専務取締役 現在に至る (当社における担当) 財務・企画・広報・情報担当</p>	28,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	こ ばやし ほち ろう 小林 八郎 (昭和23年4月11日生)	昭和51年4月 当社入社 平成11年10月 当社広告部長 平成13年4月 当社広告マーケティング部長 平成15年5月 当社総務部長 平成18年2月 当社人事部長 平成19年4月 当社人財部長 平成19年6月 当社執行役員人財部長 平成22年6月 当社常務執行役員渉外副本部長兼人財部長 平成23年6月 当社常務執行役員渉外副本部長兼人財部長 平成23年6月 当社常務取締役 常務執行役員渉外副本部長兼人財部長 平成24年6月 当社常務取締役 常務執行役員渉外副本部長 現在に至る (当社における担当) 渉外・人財・関連事業・国際担当 (重要な兼職の状況) 公益財団法人ひかり協会 評議員	25,000株
6	たか せ みつ のり 高瀬 光徳 (昭和23年3月6日生)	昭和48年4月 当社入社 平成5年4月 当社栄養科学研究所蛋白研究室長 平成6年11月 当社栄養科学研究所栄養研究室長 平成9年1月 当社栄養科学研究所小児栄養研究室長 平成17年6月 当社栄養科学研究所長兼生物科学研究所長 平成18年12月 当社栄養科学研究所長 平成19年6月 当社執行役員栄養科学研究所長 平成22年6月 当社常務執行役員栄養科学研究所長 平成23年6月 当社取締役 常務執行役員栄養科学研究所長 平成24年6月 当社取締役 現在に至る (当社における担当) 研究・開発担当	38,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	たむら まさる 田村 賢 (昭和31年6月29日生)	昭和54年4月 当社入社 平成16年5月 社団法人日本乳業協会出向 平成20年5月 当社酪農部北海道担当部長 平成21年5月 当社執行役員酪農部長 平成22年6月 当社常務執行役員酪農部長 平成23年6月 当社取締役 常務執行役員酪農部長 現在に至る (当社における担当) 酪農・物流担当	19,000株
8	あお やま かず お 青山 和夫* (昭和27年5月7日生)	昭和50年4月 当社入社 平成9年4月 当社東京多摩工場製造部次長 平成12年12月 当社東京工場製造部長 平成17年12月 当社東京工場長 平成20年4月 当社品質保証部長 平成23年6月 当社執行役員東京多摩工場長 平成25年6月 当社常務執行役員生産本部長 現在に至る	10,000株

- (注) 1. \*は新任の取締役候補者であります。  
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役である武山信義氏および富田美栄子氏の補欠の社外監査役として、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得たうえで取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
かとう いちろう 加藤 一郎 (昭和30年4月1日生)	昭和58年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 小堀合同法律事務所入所 現在に至る	0株

- (注) 1. 候補者 加藤一郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 同氏は、補欠の社外監査役として選任するものであります。  
3. 同氏は、弁護士として法律上の専門知識を持つとともに商事問題に関する豊富な経験を有しており、客観的立場から当社の経営を監査されることが期待されるものであります。  
4. 同氏が社外監査役に就任された場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合は法令に定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。

以上



# 森永乳業株式会社 株主総会会場 ご案内図

## 開催会場

東京都港区北青山三丁目6番8号

**青山ダイヤモンドホール**

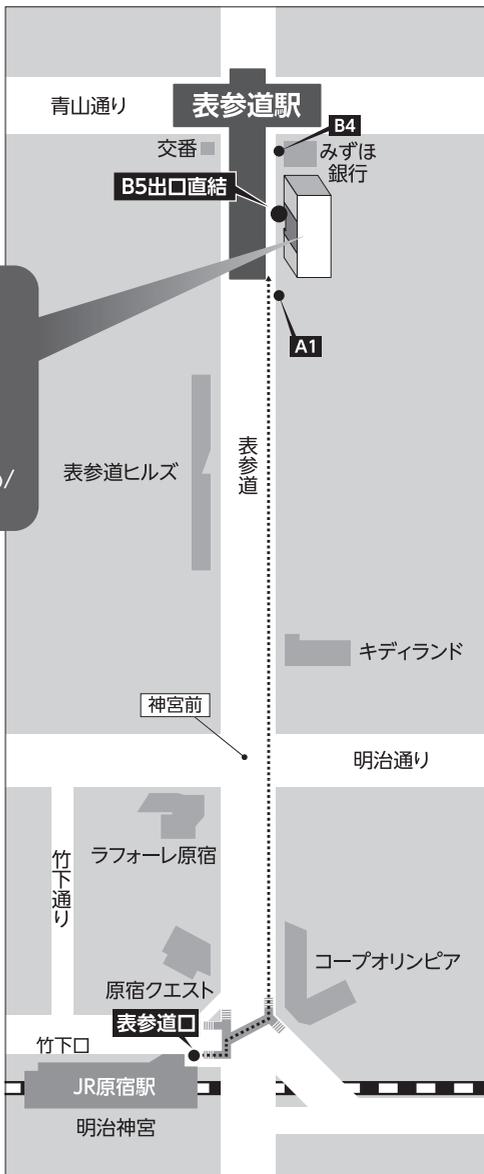
電話 03-5467-2111 (代表)

<http://www.diamondhall.co.jp/>

## 交通機関のご案内

東京メトロ } 銀座線 **「表参道駅」**  
半蔵門線 B5出口直結  
千代田線

JR 山手線 **「原宿駅」**  
より徒歩15分



## ご注意

駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

**UD  
FONT**

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。